

委 託 契 約 書

公益財団法人 大阪産業局（以下、「甲」という。）と株式会社●●（以下、「乙」という。）とは、甲が乙に対して令和8年度OIH（大阪イノベーションハブ）スタートアップアクセラレーションプログラムに関する業務を委託するにあたり、次の契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

（本契約の目的）

第1条 本契約は、令和8年度OIH（大阪イノベーションハブ）スタートアップアクセラレーションプログラム業務を、別紙の業務委託仕様書のとおり乙に委託し、当該業務を実施することをその目的とする。

（委託業務の内容）

第2条 本契約において甲が乙に委託する内容（以下、「本件業務」という。）は、甲乙双方の合意に基づき別紙業務委託仕様書に定めるとおりとし、本件業務の成果（以下、「本件成果物」という。）を納入する場合には、本件業務には本件成果物の完成及びその納品を含むものとする。

- 2 乙は、本件業務を、関連法令諸規則（監督官庁の告示・通達・要綱及び業界の自主ルール等を含む。）を遵守し、善良なる管理者の注意をもって実施しなければならない。
- 3 乙は、本件業務の統括責任者を定め予め甲に通知し、この者をもって甲から乙及び乙から甲への連絡窓口とする。
- 4 甲は、必要がある場合には事前に乙と協議のうえ、本件業務の内容を変更し、または一時中止することができる。
- 5 前項の場合において、委託契約期間又は委託料を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、甲乙記名押印した変更契約書によってこれを定めるものとする。

（委託契約期間）

第3条 委託契約期間は別紙業務委託仕様書に定めるとおりとする。

（資料・機器等）

第4条 乙は、本件業務に実施に関連して、甲から貸与された資料、機器等がある場合、本件業務以外の用途への使用又は第三者への提供をしてはならず、善良なる管理者の注意義務をもって使用・保管・管理するものとする。

- 2 甲は、乙に貸与する資料、機器等の一切について、いかなる保証も行わず、またその利用により乙に損害が発生した場合も責任を負わない。
- 3 甲から貸与された資料、機器等が不要となった場合、本契約が終了した場合、又は甲からの要請があった場合、乙は貸与された資料（写しを含む）、機器等を速やかに甲に返却するものとする。

（情報セキュリティの確保）

第5条 乙は、情報セキュリティを確保するための体制を定め、これを甲の求めにより甲に報告しなければならない。

- 2 乙は、本件業務の遂行において情報セキュリティが侵害され、又はそのおそれがある場合には、速やかに必要な措置を講ずるとともに、甲に報告しなければならない。また、甲の指示があったときは、その指示に従うものとする。
- 3 乙は、甲から情報セキュリティ対策の履行状況の確認を求められた場合には、速やかに状況等を報告しなければならない。また、甲は、必要があると認めるときは、乙における情報セキュリティ対策の実施状況を確認するための調査をすることができる。

- 4 乙は、甲の承諾を得て本件委託業務を再委託する場合には、再委託することにより生ずる脅威に対して、本契約に定める情報セキュリティ対策が十分に確保される措置を講じなければならない。

(事業経過報告)

第6条 乙は、甲から本件業務の進捗状況にかかる資料の提出又は報告を求められた場合、甲に対して、遅滞なく甲が指定する内容の資料を提出し又は報告を行うものとする。

- 2 乙は、本件業務の遂行に影響を与える事由が発生し、若しくは発生するおそれのあるときは、自己の責めに帰すべき事由によるか否かにかかわらず、その旨をただちに甲に報告し、速やかに応急措置を行った後、甲に対して、速やかに書面にて詳細な報告と今後の対応方針について甲に連絡しなければならない。

(現地調査等)

第7条 甲は、本件業務の実施状況の調査および本契約の適正な履行の確保のために必要があると認めたときは、乙の事務所、事業場等を調査し、関係者に質問することができる。

(再委託)

第8条 乙は、甲の書面による事前の承諾を得ることなく本件業務を第三者に再委託してはならない。

- 2 乙は、前項に基づき甲の承諾を得て本件業務の全部または一部を再委託する場合においては、再委託先との契約において乙の本契約上の義務と同等以上の義務を再委託先に課して、これを適切に管理・監督しなければならないものとする。
- 3 乙は甲に対し、再委託先の本件業務実施に係る一切の行為につき、自ら為したものとして、甲に対して一切の責任を負うものとする。

(業務完了報告等)

第9条 乙は、本件業務を完了した後、別紙業務委託仕様書に定める期限までに甲に本件業務の経過および結果について甲の求める内容を記し資料を付した完了報告書を提出するものとする。

- 2 本件成果物がある場合には、本件成果物を完成させ、前項の同日までに本件成果物を甲に納入するものとする。

(検収)

第10条 甲が前条の報告及び納入を受けた後、甲は、10日間(以下、「検収期間」という。)以内に、乙の為した業務が契約内容に適合するか否かを検査するものとし、不適合がない場合は、検査合格の旨を乙に通知するものとする。

- 2 検収期間中に甲から乙に前項の通知がなされない場合、検査に合格したものとみなす。
- 3 第1項の検査の結果不合格となった場合、甲は乙に対し、業務の再実施、修補又は代替物の引渡しの方法による履行の追完を求めることができる。乙は甲の選択に従って履行の追完を行い、また、数量不足の場合はこれを充足し、甲乙協議のうえ定めた期間内にあらためて検査を受けなければならない。その後の検査及び契約不適合が発見された場合の処理については、第1項、第2項及び本項に準じるものとする。
- 4 本条に定める検査の合格時点をもって検収完了とする。
- 5 乙は、契約不適合により第3条の委託契約期間内に検収完了とならなかつたことによって甲に生じた損害(弁護士費用を含むがこれに限らない。)を賠償するものとする。
- 6 本条は、本契約に定める乙の他の責任について免責するものではない。

(委託料)

第11条 本件業務の委託料の額は、別紙業務委託仕様書に定めるとおりとする。

- 2 本件業務を遂行する上で必要な実費は乙の負担とする。
- 3 第1項の委託料の額は、甲乙協議の上、双方記名押印を成した変更契約書により、変更することができる。

(委託料の支払い)

第12条 前条第1項の委託料について、甲は、本件業務の全ての履行の確認後に、乙が発行する適正な支払請求書に基づき、支払請求を受けた日の属する月の翌月末日までに乙が指定する金融機関口座に振り込むことにより支払うものとする。尚、振込手数料は、甲の負担とする。

(履行遅滞)

第13条 乙は、本件業務の履行が遅滞したときは、これにより甲に生じた損害を賠償するほか、委託料額につき、遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算して得た額の違約金を甲に支払わなければならない。

(契約不適合責任)

第14条 乙の為した業務が契約内容に適合しない場合、甲は、その選択により、業務の再実施、修補、代替物の引渡又は数量不足の場合は不足分の充足の方法による履行の追完を請求することができる。また、甲は、その選択により、これらに代えて、委託料の減額を請求することができる。ただし、契約内容不適合が甲の故意又は重過失によるものであるときは、甲は、履行の追完又は委託料の減額を請求することができない。

- 2 乙は、前項の甲の請求に対して、速やかに、乙の負担により、甲の選択に従った業務の履行の追完又は委託料の減額を行う。
- 3 乙の為した業務が契約内容に適合しない場合、甲は、履行の追完又は委託料の減額の請求のほか、損害賠償(弁護士費用を含むがこれに限らない。)を請求することができる。また、甲は、契約不適合が軽微であるか否かにかかわらず、事前の催告を要することなく本契約を解除することができる。
- 4 第1項及び前項の規定による請求又は解除権の行使は、甲が契約不適合を知った時から1年以内に乙にその旨を通知したときに限り、行うことができる。ただし、数量に関して契約内容に適合しないとき、又は乙が検収完了時において契約内容不適合を知り又は重大な過失により知らなかった場合には、この限りでない。

(著作権等)

第15条 乙が本契約に基づき甲に提出する提出物(本件成果物及び第6条の資料、報告書等を含み、以下「提出物」という。)の所有権は、乙が甲に提出した時点をもって乙から甲に移転するものとする。

- 2 提出物に含まれ、本件業務において新たに成された著作物の著作権(著作権法第27条および第28条に規定する権利を含む。)その他の知的財産権(知的財産基本法第2条第2項所定の知的財産権をいい、知的財産権を受ける権利及びノウハウその他の秘密情報を含む。以下「知的財産権」という。)は、その発生と同時に乙から甲に対して譲渡されるものとする。この場合において、乙は、甲に権利を帰属するために必要な手続きを履践するものとする。ただし、乙及び第三者が従前より保有する著作物の著作権その他の知的財産権は当該知的財産権の保有者に留保されるものとする。この場合、乙は甲に対し、その内容を明示するものとする。
- 3 前項ただし書きの定めに関わらず、甲は提出物を任意に無償で利用又は使用できるものとし、また、甲は第三者に対し提出物(その複製物・翻案物を含む。)の利用・使用をさせることができる。
- 4 提出物の利用または使用について、乙は、甲、甲から正当に権利を取得した第三者及び甲が指定する者に対し、著作者人格権を行使しないものとする。
- 5 第1項及び第2項に定める権利の移転及び譲渡に関する対価と、前項の不行使の対価は、無償とする。

- 6 乙は、提出物の利用又は使用が第三者の知的財産権その他の権利または利益を侵害しないことを表明し、保証する。
- 7 甲は、提出物の利用又は使用が第三者の知的財産権その他の権利または利益を侵害している旨の申立てを受けた場合、乙に対し、乙の責任と費用により対処することを請求できる。なお、かかる申立て及び乙の提出物が第三者の知的財産権を侵害していることにより甲が損害を被った場合、乙は、甲の損害(弁護士費用を含むがこれに限らない。)を賠償する。

(秘密情報)

第 16 条 本契約における秘密情報とは、本件業務の遂行の過程で乙が知り得た甲の業務上、営業上、技術上の情報、その他一切の情報、及び、乙が第三者から取得した当該第三者の業務上、営業上、技術上の情報、その他一切の情報の情報をいう。ただし、次の各号のいずれか一つに該当する情報は秘密情報には該当しない。

- ① 開示時点で公知、公用または一般に使用可能である情報。
- ② 甲（当該秘密情報が第三者のものである場合は当該第三者）が開示した後、乙の責によらないで公知公用となった情報。
- ③ 乙が第三者（ここにいう「第三者」とは、情報提供者以外の者をいう。）から適法かつ正当に開示を受けた情報。
- ④ 乙が甲（当該秘密情報が第三者のものである場合は当該第三者）から開示された情報を利用せずして独自に開発した情報。
- ⑤ 乙が甲（当該秘密情報が第三者のものである場合は当該第三者）から開示を受ける以前に既に自ら適法かつ正当に所有していた情報。
- 2 乙は、秘密情報の漏えい防止その他の秘密情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならず、また、乙は、秘密情報を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 乙は、秘密情報を漏えいしてはならず、また、甲（当該秘密情報が第三者のものである場合は当該第三者）の書面による事前の承諾を得ることなく第三者に開示・提供してはならない。
- 4 乙は、本件委託業務の遂行に必要な範囲の限りにおいて、その役員、従業員に対し秘密情報を開示することができる。
- 5 前項の場合、乙はこれらの者に対してその在職中、退職後を問わず、就業規則、秘密保持誓約書の徵収その他の措置を講じて本契約に基づき乙が負う義務と同等の義務を課すものとする。
- 6 乙は、本件業務遂行の目的の範囲を超えて秘密情報を利用してはならない。
- 7 乙は、甲（当該秘密情報が第三者のものである場合は当該第三者）の書面による事前の承諾なく、本件業務遂行の目的の範囲を超えて秘密情報の加工、改ざん、複製を行ってはならない。ただし、安全管理上必要なバックアップを目的とするものを除く。
- 8 乙は、不要となった場合、甲から要請された場合、本件業務が終了した場合又は本契約が終了した場合、直ちに秘密情報を甲の指示に従い返還または廃棄しなければならない。廃棄する場合は、破碎等の方法により秘密情報を復元・判読不可能な状態に消去又は廃棄し、廃棄したことを書面にて甲に証明するものとする。但し、甲が別段の指示をしたときは、その指示に従うものとする。
- 9 甲は、秘密情報およびこれに関連して提供する情報の一切について、いかなる保証も行わず、またその利用により乙に損害が発生した場合も責任を負わない。
- 10 秘密情報の複製物は、秘密情報に準じて取り扱うものとする。

(個人情報)

第 17 条 本契約において、個人情報とは、本件業務の遂行の過程で、甲から乙に開示・提供し、又は乙が第三者（以下、本条において「丙」という。）から収集した情報のうち、個人情報の保護に関する法律第 2 条第 1 項に該当する情報をいう。

- 2 乙は、本件業務の遂行の目的のために丙から個人情報を収集するときは、個人情報の保護に関する法律及び関連ガイドラインを遵守するほか、以下の事項を遵守するものとする。
 - ① 丙に対し、利用目的を書面にて明示または掲出すること。
 - ② 丙が乙に開示・提供した個人情報を甲に提供することについて、丙から同意を取得しておくこと。但し、乙から甲に対して個人情報を提供しない場合はこの限りではない。
 - ③ 利用目的達成に必要な範囲を超えて、丙から個人情報を取得しないこと
- 3 乙は、個人情報の保護に関する法律及び関連ガイドラインに従って適正に取扱う。また、乙は、個人情報を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 4 乙は、個人情報への不正なアクセスまたは個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等の危険に対して、組織的、物理的、技術的及び人的いずれにおいても必要かつ適切な措置を講ずるものとする。
- 5 乙は、個人情報を漏洩してはならず、また、甲（丙から収集した個人情報については丙）の書面による承諾なく第三者に開示・提供してはならない。
- 6 乙は、個人情報の取扱責任者および個人情報を取扱う従業員（以下、「取扱従業員」という。）を定め、取扱責任者および取扱従業員のみに個人情報を取扱わせるものとし、その他、個人情報が適切に取扱われるよう取扱従業員への指導、監督を行うものとする。取扱従業員については、秘密情報に係る前条5項の規定を準用する。
- 7 乙は、個人情報について開示、訂正、または利用停止等の請求を受けたときは、その対応について甲（丙から収集した個人情報については丙を含む。）と協議したうえで、対応するものとする。
- 8 乙は、事前の甲（丙から収集した個人情報については丙を含む。以下本項において同じ。）の書面による承諾がない限り、個人情報の取扱いを第三者に委託してはならない。甲の承諾を得てかかる委託を行う場合、乙は、本契約に基づき乙が負う義務と同等の義務を当該委託先に課すものとし、乙は、乙の責任において十分な個人情報の保護水準を提供する者を選定し、委託先による当該義務の履行について責任を負うものとする。また、乙は、当該委託先における個人情報の管理状況について、法律等に従って適切に監督しなければならない。
- 9 乙は、甲の求めに応じて、個人情報の管理の実施体制及び管理の状況並びにこれらについての検査体制・検査手続き等の安全管理に必要な事項について定めた書面を甲に提出しなければならない。
- 10 個人情報について、秘密情報に係る前条6ないし8項の規定を準用する。

（監査）

- 第18条 甲は、必要に応じ、乙（乙の再委託先およびそれ以下の委託先を含む。）の事務所、事業場等において、秘密情報及び個人情報の管理状態等について調査し、報告を求め、乙に対し必要な指示をすることができるものとし、乙はこれに対し速やかに応ずるものとする。
- 2 前項の調査の結果、乙の秘密情報又は個人情報の管理状況が適切でないと認められる場合、甲は乙に対し、その改善を求めるとともに、乙が秘密情報及び個人情報を適切に管理していると認められるまで、業務を中止させることができる。

（事故時の対応）

- 第19条 乙は、万一秘密情報又は個人情報の流出・漏洩等の事故が生じたときは、直ちに自己の費用及び責任において被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、甲に当該事実が発生した旨、並びに被害状況、復旧等の措置及び本人（個人情報により識別される特定の個人）への対応について直ちに報告しなければならない。また、乙は、原因の究明その他苦情や問い合わせ等に対応するために必要な情報を甲に提供するものとし、甲からさらなる報告又は何らかの措置・対応の指示を受けた場合には、その指示に従うものとする。

(通知)

第 20 条 乙は、次の各号に定める事項を行う場合、予め（事後に知った場合には直ちに）、書面をもって、甲に通知しなければならない。

- (1) 合併、会社分割、株式交換、株式移転、新株発行又は株式譲渡（乙の発行済み株式総数の 3 分の 1 以上の変動を生じないものは除く）
- (2) 事業の全部又は一部の譲渡
- (3) 乙の発行済み株式総数の 3 分の 1 以上の株主の変動
- (4) その他、乙の支配権の実質的な変動
- (5) 本店所在地、商号、代表者の変更

(損害賠償)

第 21 条 甲及び乙は、本契約の履行に際して相手方から損害（弁護士費用を含むがこれに限らない。）を与えられたときは、その賠償を相手方に請求することができる。ただし、相手方がその責に帰すべからざることを立証したときは、この限りでない。

(相殺)

第 22 条 甲は、本契約に基づき乙から支払いを受けるべき金銭債権を有する場合、当該金銭債権に係る乙の債務の弁済期が到来しているか否かを問わず、乙に対し、当該金銭債権と自らが乙に対して負担する債務とを対当額において、いつでも任意に相殺することができる。

(甲の解除権)

第 23 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの通知・催告その他の手続きを要せずに、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく本件業務の全部又は一部に着手しないとき
 - (2) 本契約の締結又は履行に当たり不正な行為をしたとき
 - (3) 本契約の履行に関し、乙若しくは再委託先（再々委託先およびそれ以下の委託先を含む。）又はこれらの使用人等に不正の行為があったとき
 - (4) その違反が軽微か否かに問わらず、本契約（特記仕様書を含む。）に定める条項に違反し、又は違反するおそれがあると認められるとき
 - (5) 故意又は過失により甲に重大な損害を与えたとき、又は甲の職務の執行を妨げたとき
 - (6) 乙からこの契約の解除の申し入れがあったとき
 - (7) 契約期間内に本件業務を完了しないとき又は契約期間内に本件業務を完了する見込みがないと甲が認めるとき
 - (8) 別紙特記仕様書記載の解除事由に該当したとき
 - (9) 所轄官庁等から営業許可の取消または停止等の処分を受けたとき
 - (10) 公租公課の滞納処分を受けたとき
 - (11) 競売、仮差押、仮処分、又は強制執行の申立を受けたとき
 - (12) 支払い停止の状態になったとき、又は手形交換所の取引停止処分を受けたとき
 - (13) 解散したとき、又は私的整理の手続きに入ったとき
 - (14) 破産、民事再生、会社更生、又は特別清算の手続開始の申立があったとき
 - (15) 合併、株式交換若しくは株式移転を行ったとき又は乙の株主が乙の発行済み株式総数の 3 分の 1 以上変動したとき等、乙の支配権に実質的な変動があったとき
 - (16) 本件業務に関連する事業に係る会社分割、又は当該事業の譲渡を行ったとき
 - (17) 前各号と類似の事由が生じたとき
- 2 乙は、前項各号のいずれかに該当する場合、本件業務により生じた債務につき当然に期限の利益を失い、直ちに債務を履行しなければならない。
- 3 乙が第 1 項各号のいずれかに該当する場合、甲に損害を与えたときはその損害（弁護士費用を含むがこれに限らない。）を賠償しなければならないものとし、第 1 項の

規定により甲が本契約を解除した場合、乙は解除により甲に生じる損害(弁護士費用を含むがこれに限らない。)を賠償するものとする。

4 第1項の規定により甲が本契約を解除した場合、甲は乙に対してそれまでに乙が履行した業務の対価および費用を支払う義務を負わないものとする。

(乙の解除権)

第24条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当すると認められ、それにより本件業務を完了することが不可能となつたときは、何らの通知・催告その他の手続きを要せずに、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 本契約の締結又は履行に当たり不正な行為をしたとき
- (2) その違反が軽微か否かに関わらず、本契約に定める条項に違反し、又は違反するおそれがあると認められるとき
- (3) 故意又は過失により乙に重大な損害を与えたとき、又は乙の職務の執行を妨げたとき
- (4) 甲からこの契約の解除の申し入れがあったとき
- (5) 所轄官庁等から営業許可の取消又は停止等の処分を受けたとき
- (6) 公租公課の滞納処分を受けたとき
- (7) 競売、仮差押、仮処分、又は強制執行の申立を受けたとき
- (8) 支払い停止の状態になったとき、又は手形交換所の取引停止処分を受けたとき
- (9) 解散したとき又は私的整理の手続きに入ったとき
- (10) 破産又は民事再生の手続開始の申立があったとき
- (11) 前各号と類似の事由が生じたとき

2 甲は、前項各号のいずれかに該当する場合、本件業務により生じた債務につき当然に期限の利益を失い、直ちに債務を履行しなければならない。

3 甲が第1項各号のいずれかに該当する場合、乙に損害を与えたときはその損害(弁護士費用を含むがこれに限らない。)を賠償しなければならないものとし、第1項の規定により乙が本契約を解除した場合、甲は解除により乙に生じる損害(弁護士費用を含むがこれに限らない。)を賠償するものとする。

(暴力団等の排除)

第25条 甲及び乙は、前条に定めるもののほか、相手方が次の各号の一に該当するときは、何らの通知・催告を要することなく直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する団体(以下「暴力団」という。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者を、法人である場合は、その法人の役員又はその支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)を代表する者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団の構成員(暴対法第2条第6号に規定するもの。以下「暴力団員」という。)であるとき
- (2) 暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を得るために、第三者に損害を加えるため、又は債務履行を強要するために暴力団又は暴力団員を使用したと認められるとき
- (4) 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供与し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるような関係を有していると認められるとき
- (6) 本契約に関する下請人等(下請負人(下請けが数次にわたるときは、全ての下請

人を含む。) 及び再受任者(再委任以降の全ての受任者を含む。)並びに自己、下請負人又は再受任者が当該契約に関する第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。)が第1号から前号までのいずれかに該当する者(以下「解除対象者」という。)であることが判明したときであって、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対して解除対象者の契約を解除させないとき

- (7) 甲若しくは乙又はその役員等が自ら又は第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をしたとき
- 1) 暴力的な要求行為
 - 2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - 4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - 5) その他これらに準ずる行為
- 2 前項の規定により本契約が解除された場合には、相手方は、解除者に対し、解除により生じる損害について、一切の請求を行わない。
- 3 第1項の規定により甲により本契約が解除された場合においては、甲は乙に対してそれまでに履行された業務の対価および費用を支払う義務を負わないものとし、乙は、解除により甲に生じる損害(弁護士費用を含むがこれに限らない。)を賠償する。
- 4 甲又は乙が第1項の規定に該当したときは、他方当事者が本契約を解除するか否かにかかわらず、該当当事者は、損害賠償のほか、委託料の100分の20に相当する額を違約金として他方当事者の指定する期間内に他方当事者に支払わなければならない。
- 5 第3項の損害賠償及び前項の違約金を請求者の指定期間内に支払わないときは、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3%の割合による遅延損害金を支払わなければならない。

(中途終了に伴う措置)

第26条 第23条から前条までの規定により本契約が解除された場合その他、本契約が中途で終了した場合においては、乙は既に業務を完了した部分について、速やかに業務の経過および結果について甲の求める内容を記し資料を付した業務報告書を提出するとともにそれまでに成した本件成果物を納入し、甲の検査を受けなければならない。また、既に受領した委託料がある場合にはこれを精算し、残金が生じた場合は、直ちに甲に返還しなければならない。

(権利義務の移転禁止)

第27条 甲及び乙は、あらかじめ書面により相手方の承諾を得なければ、本契約上の地位を第三者に承継させ、本契約に定める自己の権利又は義務を第三者に譲渡し若しくは引受させ、又は担保に供することができない。

- 2 甲及び乙は、相手方が前項に違反した場合には、何ら催告を要することなく直ちに本契約を解除できるものとし、また、併せて、相手方に対して、前項の違反及び解除に基いて発生する損害(弁護士費用を含むがこれに限らない。)の賠償のほか、委託料の100分の20に相当する額を違約金として請求することができる。

(合意管轄)

第28条 本契約により生ずる権利、義務に関する一切の紛争については、その訴額に応じて大阪簡易・地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(存続条項)

第29条 第4条(資料・機器等)第2項・第3項、第8条(再委託)第3項、第10条(檢

収) 第3項ないし第6項、第13条(履行遅滞)、第14条(契約不適合責任)、第15条(著作権等)、第16条(秘密情報)、第17条(個人情報)、第21条(損害賠償)、第22条(相殺)、第23条(甲の解除権) 第2項ないし第4項、第24条(乙の解除権) 第2項・第3項、第25条(暴力団等の排除) 第2項ないし第5項、第26条(中途終了に伴う措置)、第27条(権利義務の移転禁止)、第28条(合意管轄) 及び本条の定めは、本契約が終了した場合においても有効に存続するものとする。

(疑義の決定)

第30条 本契約に定めのない事項が生じたとき、また解釈に疑義が生じたときは、その都度甲・乙協議の上、決定する。

甲乙双方の合意の証として、本契約書2通を作成し、甲と乙が各々記名押印の上、各自その1通を保有する。

○○○○年○○月○○日

委託者(甲) 大阪市中央区本町橋2番5号
公益財団法人 大阪産業局
理事長 立野純三 印

受託者(乙)

印

業 務 委 託 仕 様 書

別紙のとおり

以上

特記仕様書

1. 暴力団等の排除について

- (1) 乙が、本契約の履行期間中に大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、甲は契約を解除することがある。
- (2) 乙は、入札等除外措置を受けている者に本契約の全部又は一部について下請負（二次以降の下請負を含む。以下同じ）をさせ、若しくは受託（二次以降の受託を含む。以下同じ）させてはならない。また、入札等除外措置を受けている者を保証人としてはならない。
また乙は、本契約の下請負若しくは受託をさせた者（以下「下請負人等」という。）又は保証人が契約履行期間中に入札等除外措置を受けた場合は、速やかに下請負人等との契約の解除又は保証人の変更をしなければならない。
- (3) 乙は、本契約の履行にあたり、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から業務妨害等の不当介入又は社会通念上の不当な要求（以下「不当介入」という。）を受けたときは、これを拒否し、又は下請負人等をしてこれを拒否させるとともに、速やかに、本契約に係る甲及び〇〇の監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。
また乙は、下請負人等が不当介入を受けたときは、当該下請人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 乙は(3)に定める報告及び届出により、甲及び〇〇が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (5) 甲及び乙は、暴力団員等からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。